

P第08-12-01-60号

新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その3）賃貸借契約書

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その3）
（以下「機器等」という。）の賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、機器等の賃貸借契約に関し、この契約書に定めるところによりこれを履行しなければならない。なお、本契約の契約番号及び契約件名を次のとおりとする。

契約番号：P第08-12-01-60号

契約件名：新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等（その3）
賃貸借契約

（賃貸借に係る機器等）

第2条 甲が、乙から有償で借り受ける機器等は、別紙明細書に掲げる機器等とする。

（納入場所）

第3条 機器等の納入場所は、別紙明細書のとおりとする。

（賃貸借料）

第4条 機器等の賃貸借料は、月額 円（消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。

（契約の履行期限）

第6条 乙は、令和8年9月30日までに、別紙明細書に掲げる機器等が正常に動作することについての甲の確認を受け、第3条に定める納入場所に機器等を設置しなければならない。ただし、甲乙協議の上、別に設置期限を定めたときは、この限りでない。

2 機器等の設置の方法は、あらかじめ甲乙協議を行い、決定することとする。

(契約の期間)

第7条 機器等の賃貸借期間は、令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

(機器等の保守)

第8条 甲は、機器等が破損又は毀損し、若しくは正常に使用することができない又は動作しないこと(以下「障害等」という。)が生じた場合は、乙に対して、障害等を解消し、機器等を正常に使用できるよう請求することができる。

2 前項の請求は、新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に定める日以外の日(以下「開庁日」という。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで行うことができなければならない。

3 乙は、第1項の請求があった場合、乙の負担により、請求のあった時から起算して原則翌営業日以内に、甲の承諾がある場合を除いて第3条に定める納入場所において、障害等を解消し、機器等を正常に使用できる状態にしなければならない。ただし、障害等が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

4 乙は、保守又は修理を行う場合に、データ等のセキュリティ保全に努めなくてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

5 乙は、第3項の作業(作業が完了していないものを除く。)を行った場合は、当該作業を行った日の属する月の翌月10日までに、作業の内容を書面又は新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年12月27日新潟県条例第96号)第2条第5号に定める電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)により、甲に報告しなければならない。

(機器等の取替等)

第9条 甲は、機器等の取替、改造、追加、返却及び第3条に定める納入場所からの移転(以下「取替等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって乙と協議する。

2 前項の機器等の取替等に要する費用は、甲の負担とする。

(機器等に使用する補給品等)

第10条 甲は、機器等に使用する補給品については、機器等の規格に合致したものを使用しなければならない。

2 機器等の運用に必要な消耗品は、甲が負担するものとする。ただし、保守に要する部品は、乙が負担するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第11条 乙は、毎月の賃貸借料の支払を翌月に請求書により契約金額を請求することが

できる。

- 2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に賃貸借料を乙に支払わなければならない。
- 3 甲の責めに帰する事由により賃貸借料の支払が約定期間内に行われない場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (2) 第14条の規定によらないで、乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (3) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (6) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (8) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 乙が、第3号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合においては、乙は第7条に規定する期間の

うち契約を解除した日以降の期間に相当する賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。

第13条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 第7条に規定する期間中にこの契約に係る甲の予算について減額又は削除があったとき。

(2) 前号のほか、1か月の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより、乙に損害を及ぼしたときは、賃貸借料の残額を上限としてその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成できないと認められるときは、契約を解除することができる。

(機器等の返還)

第15条 契約が終了し又は解除された場合においては、甲は、速やかに機器等を乙に返還するものとする。

2 乙は、機器等の返還に際して、乙の費用負担において、これを行うものとする。

3 機器等の返還後における設置場所の復旧については、甲の負担により行うものとする。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、契約の履行に伴い故意又は過失によって甲、乙又は第三者に損害を与えた場合は、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

2 前項の規定による賠償のうち、甲乙間に係るものの賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲の賠償額はリース残額を上限とする。

第17条 甲は、乙が契約を履行しない場合は、遅延日数1日につき新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第46条第1項に定める金額を違約金として請求することができる。

(天災その他の不可抗力による損害)

第18条 天災その他の不可抗力（暴風、洪水、落雷、火災、暴動等の自然的又は人為的な事象で契約者双方の責めによらないもの）により機器等に損害を生じたときは、乙

は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においては、これらの復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで法定率の割合で計算した延滞金及びその支払わない額を甲の支払うべき賃貸借料から相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴することができる。

2 前項の不足する額を追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(善管義務)

第20条 甲は、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た事項又は第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(債権等の譲渡の禁止)

第22条 乙は、この契約に基づいて発生する債権及び債務を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の書面又は電磁的記録による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害保険)

第23条 乙は、機器等について乙の負担において動産総合保険契約を締結することができる。

(協議及び紛争の解決)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を甲乙の第1審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。
(本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

新潟県知事 花角 英世

乙

別紙

明 細 書

貸貸借機器名		新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用 業務端末等（その3）の借上げ		
貸貸借料（月額）		（税抜き）		
内 訳	機器等の名称	型 式	数 量	金 額
	（以下余白）			
貸貸借料計（60カ月）				
消費税及び地方消費税相当額				
合 計				
納入場所 新潟市中央区新光町4番地1				